平成２５年（フ）第１７４号
沖縄県沖縄市字古謝222番地　レオパレス鈴107
債務者　伊禮　孝榮
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月19日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（フ）第１７５号
沖縄県沖縄市字古謝222番地　レオパレス鈴107
債務者　伊禮　芳政
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月19日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（フ）第８５号
長野県佐久市下越216番地１　下越団地Ａ棟206
債務者　新津まち子
1　決定年月日時　平成25年12月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月25日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２５年（フ）第９８０号
東京都小平市小川西町５丁目39番１―508号
債務者　佐藤美由紀
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月28日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第９８６号
東京都小平市小川西町５丁目39番１―508号
債務者　佐藤　仁男
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月28日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２５年（フ）第５１８号
千葉県流山市江戸川台東４丁目72番地の26、申立時の住所千葉県流山市流山２丁目14番地の２　プレミアステート流山801
破産者　杉原　歩美
1　主文　当裁判所が平成25年10月23日になした破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立に関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「千葉県流山市流山２丁目14番地の２　プレミアステート流山801」とあるを「千葉県流山市江戸川台東４丁目72番地の26、申立時の住所千葉県流山市流山２丁目14番地の２　プレミアステート流山801」と更正する。
2　決定年月日　平成25年12月12日
千葉地方裁判所松戸支部

破産終結

平成１５年（フ）第６１５号
山形県東置賜郡高畠町大字高畠156番地の２
破産者　株式会社増田組
1　決定年月日　平成25年12月12日
2　主文　本件破産を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
山形地方裁判所民事部

破産手続終結

平成２４年（フ）第１４１号
鹿児島県志布志市志布志町志布志２丁目12番16号、旧本店所在地鹿児島県志布志市志布志町志布志３丁目10番５号
破産者　株式会社タケダ
1　決定年月日　平成25年12月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２５年（フ）第１２７号
愛知県あま市甚目寺権現161番地
破産者　株式会社サンアリックス
1　決定年月日　平成25年12月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５４号
京都府綾部市物部町西ノ宮31番地
破産者　株式会社片桐工務店
1　決定年月日　平成25年12月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２２年（フ）第５１０１号
大阪市西区西本町１丁目８番15号本町サンライズ1003号
破産者　株式会社エフケイ
1　決定年月日　平成25年12月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６８７９号
大阪府茨木市安威４丁目13番18号
破産者　日新電工株式会社
1　決定年月日　平成25年12月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第８２６号
大阪府茨木市宮島１丁目１番１号
破産者　株式会社魚忠水産
1　決定年月日　平成25年12月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１３１９号
大阪府大東市御領３丁目12番48号
破産者　株式会社東部生コンクリート
1　決定年月日　平成25年12月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１４３６号
大阪府八尾市宮町５丁目９番47号
破産者　有限会社ダイエー電機製作所
1　決定年月日　平成25年12月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３１１８号
大阪府東大阪市加納５丁目13番32号
破産者　株式会社ジェイレンタルサービス
1　決定年月日　平成25年12月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２６号
愛媛県松山市東方町甲1817番地
破産者　有限会社大栄工業松山
1　決定年月日　平成25年12月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松山地方裁判所民事部